

会員各位

平成 20 年 3 月 26 日
日本公認会計士協会
副会長 小宮山 賢

証券化商品の評価等に対する監査に当たって

国際金融市場において昨年の夏より顕在化したサブプライムローン問題の我が国金融システムへの影響については、金融担当大臣の私的懇談会である「金融市場戦略チーム」の第一次報告書（平成 19 年 11 月 30 日）において、サブプライムローン関連商品を直接保有することに伴うリスクは、全体としてみれば相対的に限定されていることなどから、深刻な影響はこれまでのところ生じていないとされている。ただし、サブプライムローンに直接関わりのない証券化商品についても、欧米を中心とするグローバルな金融市場の混乱を受け、欧米の一部金融機関において大規模な損失が公表されており、我が国においても一部の金融機関において損失が公表されるなど、今後の市場の動向については十分注意していく必要がある。サブプライムローン関連商品やその他の証券化商品を保有する各金融機関においては、その保有商品の具体的な内容について適切なディスクロージャーがなされるとともに、できる限り速やかに、正確な値付け（プライシング）による評価などの適切な処理がなされる必要があるともされている。

こうした情勢を踏まえ、監査人においては、次のとおり、サブプライムローン関連等証券化商品の評価の妥当性及び開示の適正性について十分に注意を払い、財務諸表の信頼性の確保に努めていただきたい。かかる状況は、銀行業や証券業等のサブプライムローン関連商品やその他の証券化商品を保有することが多いと考えられる業種のみならず、資金運用等の目的でこれらの金融商品を保有している一般事業会社等の監査の実施に当たっても十分に留意する必要がある。

1. 証券化商品の評価の妥当性について

証券化商品が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合は、時価として「市場価格に基づく価額」を付さなければならない。ここで「市場価格に基づく価額」とは、売買が行われている市場において金融資産の売却により入手できる現金の額又は取得のために支払う現金の額をいい、市場価格には、ブローカーの店頭において成立する価格（気配値を含む。）も含まれる。

証券化商品に市場価格がない場合の時価は、企業の経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による。自社における合理的な見積りが困難な場合は、ブローカーから入手した価格を合理的に算定された価額とすることができるが、ブローカーから提供された価格を無条件に利用することが適当でない場合もある。特に、証券化商品

について、流動性リスクを十分に考慮せず、信用リスクの評価に過ぎない格付けのみに依存した価格評価を行っている場合などは時価としての妥当性がないと考えられるため留意が必要である。

「時価」とは、「公正な評価額」であり、金融資産の公正な評価額は取引の当事者が当該金融資産を売却又は取得することによりその時点で現金として受け取る価額又は支払う価額であるということに十分留意して時価としての妥当性を判断すべきである。このような点から、少なくとも企業がブローカー等から入手した時価がどのような前提によるものかを確認する必要がある。さらに、1社のブローカーだけでなく、必要に応じ、複数のブローカーから時価を入手するなどして、企業がより合理的な時価の入手に努めていることを確認すべき場合もある。

サブプライムローン関連商品やモノラインといわれる金融保証会社の信用リスクが組み込まれている商品等、信用リスクに係るデリバティブを組み込むことによって組成された複合金融商品については、取得当初、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いとして区分処理をしなかった場合であっても、期末時点における信用リスクの状況により区分処理の要否を検討する必要がある。また、当該商品の信用格付けが当初定めた区分処理を必要としない水準を維持していても、時価が相当程度下落している場合には、当該組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いとはいえないことを示すと判断されることもあり、組込デリバティブの区分処理を適切に行うべき場合があることに留意が必要である。

2．証券化商品の開示の適正性について

証券化商品の保有状況や時価評価の状況については、監査人が重要性があると判断した場合、適正な開示が行われていることを確認する必要がある。

以 上